

『税理士 2013年8月 第63回試験予想 ラストパート模試 消費税法』（2013年5月29日 初版第1刷）

弊社の書籍をご利用いただき、有難うございます。
 訂正が出ないようにと努力しておりますが以下の通り、誤りが判明致しました。
 お手数をおかけして申し訳ございませんが訂正の上、ご利用下さい。
 なお、弊社HP【「ネットスクール」検索→「読者の方へ」】にて訂正資料等の最新情報を閲覧・ダウンロードできますので、ご利用下さいませようお願い致します。

2013.6.5

回数	ページ	訂正箇所	誤	正	備考	
第1回 第二問	問題	F2	1行目	平成23年2月20日	平成18年 2月20日	2013.06.5
		F3	【資料】1 1行目	～次のとおりである。	～次のとおりであり、 前々々事業年度及び前々事業年度は課税事業者 に該当する。	2013.06.5
		F3	【資料】1 表中	設立事業年度	前々々 事業年度	2013.06.5
		F8	【資料】3(9)⑤(-) 1行目	設立時に締結した	削除	2013.06.5
		F10	4行目	～課税仕入れに該当しない。	～資産の譲渡等 に該当しない。	2013.06.5
		F10	【資料】4 1行目	設立時(平成23年2月20日)に～	平成23年2月20日に～	2013.06.5
	解答・解説	P.7	〈解答〉[納税義務の有無の判定] 計算過程欄	【設立事業年度】及び【前々事業年度】の箇所を削除		2013.06.5
		P.9	〈解答〉計算過程欄 ③課税資産の譲渡等とその他の資産の譲渡等に共通して要するもの 1行目	716,625円	716,625円★ (※配点2点追加)	2013.06.5
		P.13	〈解説〉1 納税義務の有無の判定	(1)設立事業年度及び前々事業年度の箇所を削除 ※これに伴い、解説文の()番号が1つずつ繰り上がります。		2013.06.5
		P.13	13行目	〈新設法人の場合の納税義務の規定の適用関係〉の箇所を削除		2013.06.5
		P.20	〈解説〉5(1)② 2行目	本問では、設立事業年度～	本問では、 前々々 事業年度～	2013.06.5
	答案用紙	P.78	[納税義務の有無の判定] 計算過程欄	【設立事業年度】及び【前々事業年度】の箇所を削除		2013.06.5

※ 第1回は、訂正を反映した「問題、解答・解説、答案用紙」を閲覧・ダウンロードできます。弊社HPをご参照くださいますようお願い致します。

第2回 第二問	解答・解説	P.31	〈解答〉[納税義務の有無の判定] 計算過程欄(1)②合併後 □ 合併の判定	> 10,000,000円	17,528,571円 × $\frac{12}{12} = 17,528,570円$ > 10,000,000円	2013.06.5
		P.31	〈解答〉[納税義務の有無の判定] 計算過程欄(2)③合併の判定	> 10,000,000円	13,632,857円 × $\frac{12}{12} = 13,632,856円$ > 10,000,000円	2013.06.5